

参考

令和6年度の固定資産の評価替え（土地） における各市町の提示平均価額について

令和6（2024）年3月4日
栃木県総合政策部市町村課

令和6年度の固定資産の評価替え（土地）における各市町の提示平均価額について、第83回栃木県固定資産評価審議会（会長：阪上京子）に意見を求めたところ、原案のとおり了承されましたので、お知らせします。

○ 審議事項等

令和6年度は、固定資産の評価替えを行う年度であり、市町では、評価替えに向けた事務作業を進めているところである。

第83回栃木県固定資産評価審議会においては、知事が算定した各市町の令和6年度提示平均価額について、市町間の評価の均衡が図られているか等を審議した。

今後、各市町では、今回の結果を基に、令和6年3月31日までに各筆の評価額を決定し、令和6年度分の固定資産税を課税することとなる。

（参考：提示平均価額について）

「提示平均価額」とは、4つの地目（宅地、田、畑及び山林）ごとに総評価見込額（宅地、田、畑及び山林ごとに、各市町における全ての土地の評価額の合計）を総地積で除して算定する、各市町における各地目の単位当たりの平均価額である。

提示平均価額 = 総評価見込額 ÷ 総地積

提示平均価額は、固定資産評価の全国的な均衡を図るための指標として、固定資産評価基準により、指定市町村※については総務大臣が、指定市町村以外の市町村については都道府県知事が算定している。

※ 本県の指定市町村は、宇都宮市（宅地）、芳賀町（田）、下野市（畑）、鹿沼市（山林）である。